

## 翻訳

フィリップ・サニャック著

# 「フランス革命における民事立法」(7)

フランス近代法研究会

## 第四章 家族

フランス革命は、所有権については大きな変化をもたらしたが、家族にもたらした変化は、より小さなものであった。

しかし、この分野（家族）でも、変革を実現するよりも草案を生み出した（にとどまる）としても、そのあらゆる意図を実現するには時間がなかったにしても、我がフランスにおいて初めて（フランスは、異なった法体系によって統治されていたのであった）均質的で、調和がとれており、自由と平等という新しい理念の浸透している家族法が構想されたのである。

### 第一節 夫婦関係

一 家族を成立させるのは、婚姻である。家族とは、家族を

フィリップ・サニャック著「フランス革命における民事立法」(7)

構成する夫婦がつくり出すものである。だから、家族を改革するためには、まず夫婦間の関係を変革しなければならぬ。

革命家たちは、旧制度の法体制を解体し、あらゆる断片を集めて、理性と（啓蒙）哲学に合致した全く新しい婚姻法を創造しようとしたのであろうか。これが根本的問題である。

夫婦間の関係は、非常に異なった制度、すなわち、二つの絶対的に対立する制度によって規制されていた。成文法地方においては、夫婦の利益は、完全に分離されており、夫婦共通財産 (biens communs) は全然存在しなかった。妻は、夫の経済状態と無関係であった。すなわち、妻は、何物も失わないが断じて何物をも獲得しない。嫁資 (dot) とされた財産は、譲渡不可能であり、いかなる場合においても妻は、夫

のために債務を負担することはできないし、また嫁資を担保する抵当権を夫のために放棄することはできない。これは、財産の保全を目的とする制度である。すなわち、嫁資財産の不可譲渡性は、妻の嫁資財産の流通を、また(妻の) 抵当権による夫の財産の処分を自由をも、妨げている。<sup>①</sup>これが、(成文法地方において) たてられていた不動産(immobilité) という原理である。<sup>(1)</sup>

慣習法地方においては、ノルマンディーを例外として、利益の結合は、心の結合を強化する。夫婦が特有財産を各自保有しているとしても、彼等は、その労働と節約とによる、絶えず増大する財産を共同して有している。夫婦の権利が不平等であるにもかかわらず、各自は、家事において有用な役割を果している協力者である。家族生活に、より活力をまた幸福をもたらしめているのは、協働である。<sup>(2)</sup>

しかし、北フランスおよび南フランスのいたる所で、女性は、法的に(男性よりもその地位が) 低かった。南フランスでは、女性は父または夫の「家長権」(Patria Potestas)の下にあった。北フランスでは、女性は父権の下にあり、また、夫の許可なくして義務を負担することはできなかった。女性

は、つねに(男性の) 服従者であった。理由がなんであろうとも、この服従関係は必要であると考えられていた。

このような法制度は、根本的な改正を必要とするものと思われた。それは、革命家たちによって宣言された法的統一、および自由と平等という新しい原理に反していた。

第一に、法的統一のためには、対立する二つの大きな制度の一つを犠牲にする必要があった。しかし、実現することよりも改正の構想の方が、容易であった。独自の夫婦財産制が発達している地方、ローマ法の嫁資制(Gotalité) が支配する南部、(夫婦の) 財産共有制(communauté) が支配する慣習法地方、共有財産制(égime commun) <sup>(3)</sup> を排除し、嫁資制のみを認めたノルマンディー、<sup>(4)</sup> 後得財産の共有が行なわれていた南西部、これらすべての制度は、数世紀にわたる法制度に解きはなちがたいほど結びつけられていた。

さらに、さまざまな婚姻制度はそれが造りだされた地域にだけ影響をあたえたわけではなかった。古くから地域の外にも拡がり、さらに同じ地方でも夫婦の財産と社会的地位に応じて、共通財産制か嫁資制かのいずれかが決められた。ノルマンディーを除く、いたるところで婚姻に伴う財産契約は自

由であった。そこで、フランスの半分から伝統的法制度を剝奪することなく、また婚姻に伴う財産契約の自由を拘束せず、婚姻法の統一の基盤をどう定めればよいのか。

第二に、革命の諸原理は、夫婦関係にこれまで以上の自由と平等とを付与しようと強く望んだ。いかなる制度も、夫婦共通財産制でさえも、この新しい理念に応えるものではなかった。ところで、夫婦共通財産制によって法的統一が実現したと仮定して、家族に必要な指導の統一性を犯すことなく、より自由な方向へこの制度を修正し、如何に夫婦間の完全な平等を実現すればよいか。

二 立法委員会は、これらのあらゆる難問を一刀両断に解決した。妥協の余地など全くなかった。委員会が提案する法律は絶対的なのである。

まず、嫁資財産制度 (régime dotal) を廃止することによって、立法委員会は、(法の) 均質性を確立した。しかし、立法委員会は、起こりうる様々な反対を見越して、「嫁資財産制度は、禁止される」と明言せず、「嫁資の設定がなされた場合、抵当権 (hypothèque) には対抗しえない」と規定したのである。<sup>(5)</sup>これは、嫁資財産制度を間接的に廃絶する

手法である。譲渡に對抗する保証が消失したため、嫁資の不可譲渡制は、もはや、効力のない条項にすぎず、妻の側が再編成された夫婦共有財産 (communauté) のために、これを放棄することになる。このようにして、財物の流通に対する規制が大きくなればなるほど、財産を流通させなくするこの種の代替措置が増大するし、夫婦の間の利益の対立もますます増大する。いたるところで、夫婦共有財産制のおかげで、妻は夫に寄り添うようになり、また、妻の地位も高まるようになった。

ついで、委員会は、夫婦共有財産制度をあまりにも自由のない、かつ、あまりにも複雑なものに変えた。慣習法地方の制度は、共有財産について独占的権限を有する長としての夫に、支配的地位および絶大な権力を承認している。(その結果)、夫は、共通財産に関して、単独、かつ、拘束のない使用および濫用できる法外な権利を有していた。しかし、(社会的) 要請およびローマの伝統の影響をうけ、またこの夫権の全能性の修正が原因となり、この慣習法制度は、次第に複雑なものとなってきた。それ故に、妻の有利になるような多数の保証が成立することになる。すなわち、共有財産を犠牲

にしての、夫婦の、とくに夫の特有財産の全面的増大ないし改善とはならないように計算される償還方法、夫婦財産分離、共有財産制の放棄、夫の財産に対する（妻の）抵当権、夫の特有財産<sup>(6)</sup>の相当な部分、（たとえば）三分の一または二分の一の寡婦への贈与、である。立法委員会は、この複雑さの原因である原理および淵源ならびに夫の支配的地位を廃止し、このようにして、嫁資（財産）制のもつ簡便性と共有財産（制）のもつ利点とを結合しようとした。

したがって、夫婦（間）の結合において、独占的権限を有するいかなる長も存しないことになるであろう。夫による共有財産の浪費を防止するため、および、「夫婦の財産をしぼしば亡失させる軽率な債務負担が、家庭内の不和、悲しみそして貧困をもたらすこと」<sup>(7)</sup>を予防するため、夫および妻は共有財産を共同して管理することになるであろう。夫婦の各自は、その相手方の同意なくして、その特有財産に基づく債務負担をすることができない<sup>(8)</sup>。これこそ、完全な協働になるであろう。利害の緊密な一致、共有財産の共同管理、見解および助言の絶えざる交換、特有財産の処分行為について理解し合う必要性が、心と心との結びつきをより親密にし、婚

姻および家族（関係）を強固にする。平等こそが、夫婦間のあらゆる関係を規制する。夫婦は、離婚の能力においても平等である。夫婦は、各自、性格の不一致を理由として婚姻を解消することができる。妻は、いつでも夫の専制から逃れるこの（離婚という）方法を有する。（しかし）離婚する女性が、その魅力の一部を喪失している場合には、男性よりもはるかに不利な状態にあるということ、この不平等を避けるには、立法者は全く無力であるということも、また事実である。夫婦の利害関係を一致させた後、委員会は慣習法に倣って、他方ではそれを分離しようとした。法定相続人を犠牲にする夫婦間の巨額の贈与を認めなかった。すべて分割されることになる財産を、家族の構成員の各々が保持しうるためには、唯一人に集中されるのを防止する必要がある。結局、今後夫婦間では所有権については十分の一以上を、また子があれば、用益権についても、十分の一以上を贈与してはならない<sup>(9)</sup>。それにともない旧制度下の贈与も、贈与者の財産の六分の一の用益権に減縮されることになる<sup>(10)</sup>。これらの諸規定は、家族が財産を保持するために、夫婦間の贈与を全面的に禁止していた慣習法の伝統に、ほぼ一致するものであった<sup>(11)</sup>。

しかしながら、夫婦が家族を多かれ少なかれ犠牲にすることができ、またしななければならない場合がある。生存配偶者が貧困に陥ったときに、そのものは救済されてはならないと言うのであろうか。旧制度の立法は、一般に生存配偶者にかかる権利も与えていなかった。慣習法は、寡婦に対してだけ、またその以前の地位を保持することができるように、寡婦財産 (douaire)<sup>②</sup>、すなわち、先に死亡した夫の不動産の一部に対する用益権 (usufruit) を認めていた。成文法地方においては、(夫とは) 別個の利益関係を有する妻には、常にその嫁資財産 (biens dotaux)<sup>③</sup> および嫁資外財産 (parapherinaux)<sup>④</sup> が確実に認められていたのではあるが、増額嫁資 (augment de dot)<sup>⑤</sup> は、寡婦財産と同一の機能を果たしていた。

立法委員会の国民公会議員は、夫の財産に黙示の抵当権を課し、かつ、財産の不動性に役立っているあらゆる制度を廃止した<sup>(13)</sup>。議員たち自身も、寡婦の境遇を安定させようとしてきたが、同様に、この適切な改革により、生存する夫の境遇をも安定させようとした。

生存配偶者は、夫であれ、妻であれ、突然に悲惨な状態に

投げ込まれる可能性がある。そこで、委員会は、家族会議により、貧困な生存配偶者と認められた者に、死者の財産の全部、または、一部を与えることを提案した<sup>(14)</sup>。この相続権は、相続の開始および相続分が生存配偶者の財産状態に依存するというものであった。

委員会は、全領土に広まり、かつ、到る所までまじり合っている(旧制度の)法の多様性も、また夫婦の結合の頂上に、その意思が良き家産管理を確保する家長をおいておくという実務的必要性も、一般に考慮しないで、哲学的かつ絶対的性質を有する法律(案)を提出した。統一、自由および平等の諸原理が、その極限にまで押し進められたのである。他の時代であれば、穏健派と目される(委員である)法律家は、本心に誠実であったのであろうか。また、彼等は、議会が現にある以上に、熱情的であり、かつ、ユートピア的であると考へ、国民公会に民法草案を提出して、この議会の中で最も急進的な論者の熱望のいわば先を越すつもりはなかったであろうか。さらに、彼等は、穏健主義からのあらゆる糾弾をあらかじめ免れようと、またおそらくその行動における拙速をさけ、またはためらいを示そうと努めなかったのであろうか。

このことは、何人も確信をもって断言することはできない。

三 国民公会は、法律家の提示する方向に進むことをためらった。(国民公会の) 哲学者と法律家との間で対立が生じた。伝統が勝利することになるであろう。哲学者は、委員会と同様、真に統一の調和のとれた立法を望んだ。彼らは、夫婦にとり永久的な束縛である嫁資制を否定し、ただ、共有制だけを認めた。女性は男性と全く同一の能力を有し、「自由な国では」「妻を長い間、奴隷の状態におくこと」は耐え難いことであると考えて、哲学者は、夫権、すなわち「横暴な支配の創設」を打破し、共有財産の共同管理を宣言した。クートン、ダントンおよびデムーランのような人々が考えるように、「女性を自然権の中で回復」しなければならなかった。革命の原理がそれを要求し、そのことが旧制度に対する闘いの中でも、同数の支持者と民主的共和国の友人を得ることに<sup>(15)</sup>なる。

法律家たちは委員会の理論を拒絶した。<sup>(16)</sup> 相続法の統一<sup>(17)</sup>には賛成した彼らも、統一した婚姻法の制定には異を唱えた。彼らは契約の自由を尊重しようとした。共通制にも、嫁資制にも利点と欠点がある。両制度とも異なる状況に対応してい

る。嫁資制の必然的效果である夫の財産に対する妻の抵当権を認めないとするならば、貧富の差のある男女間の多数の婚姻を妨げることになる。離婚の容易さが、富裕な配偶者に属する共通財産を脅かす現今では、特にそうである。これは貧者と富者との結合、すなわち革命家たちの崇高な欲求である、財産の最良の分配を阻害する。さらに、共通財産制の改変は、彼らには夢想に等しいものと思われた。「一般に、女性は管理能力がない。したがって男性が女性に対し、生来の優越性を持つ<sup>(17)</sup>。」財産の共同管理は、混乱と不和、男性の隷従と道徳的墮落、さらにあらゆる契約においてフランス人に対する外国人からの当然の不信を生みだすにすぎない。<sup>(18)</sup>したがって最良の方策は、婚姻における夫婦財産契約の自由を敢えて廃止することなく、(妻の) 権利の保証によって夫権に必要な優位との均衡を保つことのできる伝統的な共通財産制を維持することである。

国民公会は、法律家たちに揺さぶりをかけられて、論争の的となっていたこうした議題の審議を三日後に延期したが、その審議を二度と再開することはなかった。国民公会は後退をためらわなかった。おそらく、公会は、委員会の諸提案が

あまりにも現実性に乏しく、かつ大胆すぎると思ったからである。それどころか、国民公会は、夫婦間の贈与に関する委員会の見解を採用せず、夫婦が適切に決断した贈与は、すべて相互にこれをなすことができる旨を議決した。夫婦に子があるときは、この贈与権は、死亡時に存在する財産に関する用益権の二分の一に限定される。夫婦のどちらか一方が再婚で、かつ初婚の子を有するときは、子の取り分の収益(revenu)に等しい収益のみを相互に贈与することができる<sup>(19)</sup>。

さらに、国民公会は、委員会の見解に反して、困窮する生存配偶者は相続権を有するのではなく、家族会議により定められた、かつ財産に比例した扶養料だけが認められる旨を議決した<sup>(20)</sup>。要するに、公会は、委員会が拒否した事項を是認し、委員会が是認した事項を拒否したのである。

委員会の提案のすべてが却けられた。公会は、夢想に等しいものに譲歩しなかった。すなわち、絶対的かつ哲学的な理念を放棄したのである。公会は、民法典が熱狂の痕を止めるつかの間の作品であるべきではないと考えたのである。公会は、夫婦財産契約の自由および夫権の優位を尊重した。法的な伝統が勝利をおさめた。夫婦関係における絶対的な平等は、

夢のように消え去ってしまい、憲法制定議会が宣言していた民法の統一は、ここにおいて、はじめておぼつかない状態になった。古法は、相変わらず新法に重くのしかかっていたのである。

本号の翻訳にあたっては、野田良之『フランス法概論』上巻(有斐閣、一九六〇年)、J・ゴデシヨ(瓜生洋一他訳)『フランス革命年代記』(日本評論社、一九八九年)、Grand Dictionnaire Universel du XIX e siècle, Paris, Petit Robert, II, SNL, le Robert 1980. を参照した。

また、訳文中( )を付したものは、訳者が適宜補ったものである。さらに、改行についても必ずしも原文通りではなく、これも、訳者が適宜行ったものである。

#### 原注

- (1) アルツ(Argou, 『フランス法制史 Institutions au droit français, ed. Boucher d'Argis, Paris, 1787, 2 vol.』)の要約、第二巻七三頁以下参照。
- (2) とくにハリ慣習法を参照。H. X et XI. オルレアン慣習法, tit. X et XI. アルツの要約。第二巻。

- (3) ノルマンディー慣習法第三八九条。しかしながら、夫婦共有財産制は、平民以外の者の土地にのみ絶対的に禁止されていた。(第三二条および第三三二条)。(以上、原書二九五頁1・2・3)
- (4) バイヨンヌとラブール\*慣習法において、後得財産共有制は確立していた。ホルドーでは約定後得財産共有制が広くおこなわれていた。
- \* (Labourt (Labourt) アドゥール川、ビドゥーヌ川とピレネー山脈に囲まれた古バスク地方の地域。中心城市はユスタリツ。ラブールはバスク語で「孤独」の意。フランス・バスクで三番目のこの地域は、ベルカール(Bilcar)と呼ばれる地方身分制議会を持ち、バルン、ナヴァールより共和主義的であった。(訳者注)
- (5) 「民法典第一草案」第一編第一章第八条。(以上、原書二九六頁1・2)
- (6) ハリ慣習法。tit. X et XI.
- (7) 「民法典第一草案」の冒頭におけるカンパセレスの報告 (Rapport de Cambacères)
- (8) 「民法典第一草案」第一編第三章第一一条および第一二条「夫婦は、彼らの財産の管理について平等の権利を有し、かつそれを使用する」「お互いの財産に関する売買、質権設定、債務負担、抵当権設定を伴うすべての行為は、夫婦の双方による合意がなければ、有効とはならない」。それは、旧慣行が法律になったものである。ヴァンオン (Viollet) の「フランス法史提要 (Précis de l'histoire du droit français)」六六八—六七〇頁参照。
- (9) (以上、原書二九七頁1・2・3)
- (10) 「民法典第一草案」第一篇、第三章、第三条
- (11) 「同」第二編第三章附加条文
- (12) 「ハリ慣習法」第二八二条
- (13) 共和暦二年ニヴォォリス(雪月)一七日(一七九四年一月六日)デタレ第六一条。J. B. Duvergier, Collection complète des lois, décrets, ordonnances, réglemens et avis du Conseil d'Etat de 1788 à 1824 (Paris, 1824-1878), t. VI, p. 468. 編者注参照。
- (14) 「民法典第一草案」第一編第三章第二五条、第二六条。(以上、原書二九九頁1・2)
- (15) Lacroix, Danton, Garnier, C. Desmoulin, Couthon, 23 août 1793. *Montieur*, X VII, 487. 「国民公会議事録」(Procès-verbal de la Convention) 23 août. 参照。
- (16) Merlin, Thuriot, Mathie と特々 *Génissieux. Montieur, ibid.* を参照。
- (17) Merlin, *Montieur, ibid.*
- (18) Thuriot, *Montieur, ibid.* (以上、原書三〇〇頁1・2・3・4)



(19) 「国民公会議事録」、一七九三年八月二二日および二四日。共和暦二年ブリュメール五日（一七九五年（一七九三年の誤りと思われる一訳者）一〇月二六日）のデクレ、第二条。

(20) 二五条および二六条の審議。「国民公会議事録」、一七九三年八月二四日。（以上、原書三〇一頁1・2）

### 訳注

① 「立法議会はできるだけ夫婦の権利の平等を確保するような制度を樹立しようと試み、南部の嫁資制を廃して、夫も妻も等しい管理権を持つ共通制に統一しようと考えた。尤も嫁資制を正面から廃止せず、『嫁資設定の存する場合、抵当権を伴わず。』として、嫁資財産を確保するための妻の夫の財産に対する法定抵当権を否定して、嫁資制の実質を骨抜きにする方法を考えた。しかしこの構想は現実の立法にはならなかった。この点に関してはコンヴァンションでも何ら決定的な変革は実現されていない。この点の詳細については Sagnac: op. cit., p. 294-301を見よ」（野田、前掲書六三六頁）。

② 慣習法上の制度で、夫が先に死亡した場合、寡婦の保護のため、妻が夫の財産を使用することを、夫が生前あらかじめ指定しておくこと。

③ 妻が持参金の他に、死亡した夫の財産の一部に有する権利。

④ 嫁資を構成していない妻の財産で、妻が処分・管理しうる財産部分。

フィリップ・サニャック著「フランス革命における民事立法」(7)

⑤ ラングドック、ギエンヌ、ペアルン、ドフィネ、フォーレズ、リヨネ、ボージョレ地方では、寡婦は、嫁資に依りて、夫の財産の一部を取得することができた。この額は、嫁資の二分の一または三分の一であった。これは、Donatio ante nuptias、さらに時代が下がるると、Donatio propter nuptias と呼ばれた制度に由来するが、この Donatio は、夫によって贈与された嫁資の補充と見ることができ。

⑥ 原書二一三ページ以下を参照。

### 付録

離婚に関する未刊行資料〔本訳稿6（大東法学前号掲載）原注(2)に関する資料〕

1 一七九二年九月二六日付、立法委員会宛セディエの書簡〔Archives nationales. (国立文書館D III, 三六一)〕

自由なる立法者諸君

急ぎ離婚法(案)を修正したまえ。本法案は、専制主義の瑣末な諸法を範としているために、切り刻まれていく。専制主義はその鉄鎖となる法律を増加させようとしていたではないか。

この法案は、誤った婚姻の苦痛に、終りなき訴訟の苦痛を、付加するにすぎないだろう。

立法におけるわれわれの大いなる病苦は、法律家たちの消化不良に他ならない。彼らの廃物の山を捨て、自然のもつ単純さと明快さへ帰らたまえ。

民事に関して、諸君らは、われわれが幸福であれと望

まないのか。われわれに自由を。そして為すがままにまかせよ。諸君らは、われわれ以上にわれわれの利益が何人であるかを理解することは決してないであらう。

離婚に関しては、いわゆる不可解消性という絆を断ち切ったことで十分である。それ以外のことは、個々の契約にまかせよ。それが最良の法律である。当事者間に合意が成立しないならば、民事陪審員または仲裁人が当事者を合意させるだろう。

また訴訟沙汰と縁を切ることをわれわれに許可したまえ。

明快にして単純な少数の法律が、法廷を不要にするだろう。私は、自らを裁判することもでき、あるいは友人、隣人また通りで最初に出会った通行人に裁判してもらうこともできよう。

立法者諸君、法律の単純化と人類の幸福のために、私のこの熱い願いを受け入れていただきたい。

セディエ

## 2 性格の不一致による離婚に反対する匿名の覚書。

〔国立文書館 D III 三六一〕

《離婚を認めたルター主義者たちは、二つの特別な場合、しかも厳格な修正を加えた後、はじめて離婚を許可した。彼らは、姦通と悪意ある変節の二つの場合に限って離婚を認めるのである。……：彼らが同様に明白に離婚を認めるもう一つの原則は、夫婦の一方に離婚原因に相当する事実がある場合には、夫婦関係の拘束から解放

され、新たな婚姻を結ぶ自由を得るというものである。しかし犯罪者は絶対的禁止の拘束を受け続ける。それ以外の場合に、新しい婚姻関係を結ぶ権利を得ようとする者は、重罪を犯すことによって、その代償であり、報酬ともなる不吉な離婚の自由を手にいれることができるのである。自由に対してもっとも好意的な宗派の中でさえ、これまで一度として話題にもされたことのない離婚原因を想像することが、フランスの立法者たちにいかにして可能だったであらうか。……：方が一にも、このような性格の不一致が離婚原因として認められたならば、解消不可能な婚姻とはいったい如何なるものであろうか。

## 3 ジュラ方面第七砲兵大隊員、ヴェイエルメの請願書、

ベリール・アン・メールにて〔同、D III 三六一〕

私は共和国の兵役について二年になります。一カ月は、前、妻が離婚したいと私の両親に申しましたが、そのため両親は耐えがたい苦しみを味わっていると、私に知らせてまいりました。そこで妻にこのような権利があるのかどうか、またこの件に関してまったく異議申し立てができないのかを、私にお教えいただきたいのです。妻は性格の不一致を理由に離婚を申し立てております。この点についてもご意見を受けたまわりたいのです。もし婚姻関係にある一方が、少々おかしくなったという、取るに足らない理由で、たがいに別れねばならないものではないでしょうか。市民諸氏よ、もし私の離婚が認められれば、その結果限りなき害悪が生まれることになりましょう。

本件に関し、議員諸氏のご意見を、私にぜひお教え願いたいのであります。

ウ ヌ イ エ ル メ

4 一七九二年九月二〇日のデクレによる考慮期間の短縮の要求が立法委員会に対してなされた。これらの要求は、離婚法担当委員のウド (Oudot) に提出された。

5 離婚法の追加条項を求める司法大臣ゴイエの書簡。  
(一七九三年七月十一日付) (同、D III 三六一)

離婚請求がなされた日以降に、夫の有する権利を存続させることの危険。離婚の申立てがなされ、それが裁判で決定されるまでの間に、妻の財産が夫によって浪費されてしまう。

6 ロンウイの共和国税関監督官ロエの請願書。(一七九三年八月二七日付) (同、D III 三六一)

……一七九一年十一月に婚姻は純粋に民事契約にすぎないという旧憲法の条項(Ⓔ第二篇、第七条)に従って私は離婚しようと思いました。……このため私は妻の居住地であるバイヨンヌのある人物に、委任状を送付しました。しかしこの離婚請求に対し、すべての人が反対いたしました。バイヨンヌの住民たちは、隣国のスペイン人たちの迷信に深く影響されております。従いまして、

フィリップ・サニャック著「フランス革命における民事立法」(7)

私は離婚法が制定されるまで、待たざるを得ないのであります。

私はあえて以下のことを望むものであります。……現在の離婚方式よりも迅速に、また虚げられている夫たちに好都合な方式を、明確に定めていただきたいのです。

(代表||江藤价泰、会員||瓜生洋一、荻原貞正、貴田晃、白石裕子)